

「中小企業等経営強化法」に基づいた中小企業者の 設備投資に係る固定資産税の特例について

知多市総務部税務課

知多市では、中小企業者の設備投資を支援するために、「中小企業等経営強化法」に基づき、「知多市導入促進基本計画」を策定しています。この計画に沿った「先端設備等導入計画」を作成し、本市の認定を受けて設備投資した場合は、一定の条件を満たす資産について、課税標準の特例が適用されます。特例適用を申請される場合は、必要書類を添えて、『償却資産に係る課税標準の特例適用申請書』を提出していただく必要があります。

1. 特例対象者

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）
（先端設備等導入計画については市商工振興課へお問合せください。）

2. 特例対象資産

- 年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- 中古資産でないこと
- 以下の表の要件にあてはまる資産であること

資産の種類	用途または細目	一台、一基または一の取得価額
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備〔注1〕	全て	60万円以上

〔注1〕※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

3. 特例内容

賃上げの表明	設備の取得時期	減免時期	特例率
無し	R5.4.1~R7.3.31	3年間	1/2 (1/2 軽減)
有り	R5.4.1~R6.3.31	5年間	1/3 (2/3 軽減)
	R6.4.1~R7.3.31	4年間	1/3 (2/3 軽減)

都市計画税への適用はありません。

裏面に続く

従業員に対する給与等の総額を、計画申請日を含む事業年度〔注2〕又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上増加させる方針を策定して、従業員に表明します。なお、表明は、従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能です。

〔注2〕 令和5年4月1日以降に開始する事業年度に限定されます。

4. 必要書類

《共通》

- ・「償却資産に係る課税標準の特例適用申請書」 （市税務課HPにあります）
- ・「先端設備等導入計画書」の写し
- ・市商工振興課が発行する「認定通知書」の写し
- ・認定経営革新等支援機関が発行する「投資計画に関する確認書」

《リース取引のうち、リース会社が納税義務者となる場合》

- ・「リース契約書」の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

《賃上げ表明した（固定資産税の3分の1軽減を受けたい）場合》

- ・「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」

5. 申請方法、お問合せ先

特例適用申請については、『4. 必要書類』を提出していただく必要があります。特例適用申請書の送付が必要な場合は、市税務課までご連絡ください。

また、「先端設備等導入計画」に係る認定については、市商工振興課にお問合せください。

<お問合せ先> 知多市総務部税務課 土地チーム

TEL：0562-36-2635（直通）

0562-33-3151（代表）（内線231）